

# 宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇 治 市  
 政 策 経 営 部  
 行 政 経 営 課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目 次

### 条 例

- 条例第12号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例  
 …………… (人事課) …… 2
- 条例第13号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する  
 条例…………… (人事課) …… 2
- 条例第14号 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正  
 する条例…………… (人事課) …… 2
- 条例第15号 宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関  
 する条例の一部を改正する条例…………… (消防総務課) …… 2
- 条例第16号 宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条  
 例…………… (文化自治振興課) …… 2
- 条例第17号 宇治市印鑑条例の一部を改正する条例  
 …………… (市民課) …… 3
- 条例第18号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
 部を改正する条例…………… (水道総務課) …… 3
- 条例第19号 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を  
 改正する条例…………… (地域福祉課) …… 3
- 条例第20号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
 基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (保育支援課) …… 4
- 条例第21号 宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正す  
 る条例…………… (生涯学習課) …… 4

### 規 則

- 規則第20号 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則  
 の一部を改正する規則…………… (地域福祉課) …… 4

### 告 示

- 告示第41号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第  
 1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱  
 …………… (介護保険課) …… 4
- 告示第42号 議決予算の公表…………… (財務課) …… 5

### 教 育 委 員 会

- 規則第2号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則…………… 9
- 告示第9号 教育委員会の招集…………… 9

### 公 営 企 業

- 告示第5号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理  
 の開始…………… 9
- 公告第11号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し  
 …………… 9

条例

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第12号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和28年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第13号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第17条の4第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給する期末手当及び勤勉手当について適用し、同日前に支給した期末手当及び勤勉手当については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第14号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

附則第12項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第15号

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同項第1号中「よくない」を「良くない」に改め、同項第2号中「心身故障のため職務」を「心身の故障のため、職務」に、「またはこれにたえ難い」を「又はこれに堪えない」に改め、同項第3号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第4号中「または」を「又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「定める資格要件」を「掲げる資格」に改める。

附則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(揭示済)

宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第16号

宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市ふれあいセンター条例（昭和62年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表以外の部分中「うるおい」を「潤い」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1
宇治市平盛ふれあいセンター	宇治市大久保町平盛30番地の4

第4条の表を次のように改める。

名称	施設
宇治市菟道ふれあいセンター	老人憩いの部屋 こども図書コーナー 子供と老人の広場 会議室
宇治市平盛ふれあいセンター	老人憩いの部屋 多目的活動室 こども図書コーナー 子供と老人の広場

第2条 宇治市ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市菟道ふれあいセンター条例

第1条中「、宇治市ふれあいセンター」を「、宇治市菟道ふれあいセンター」に改める。

第2条の表以外の部分中「、次のとおりふれあいセンターを」を「、ふれあいセンターを宇治市宇治妙楽128番地の1に」に改め、同条の表を削る。

第4条を次のように改める。

(施設)

第4条 ふれあいセンターに、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 老人憩いの部屋
- (2) こども図書コーナー
- (3) 子供と老人の広場
- (4) 会議室

第5条前段中「老人憩いの部屋、多目的活動室、こども図書コーナー及び子供と老人の広場」を「前条第1号から第3号までに掲げる施設」に、「、占用使用の」を「、占用して使用する」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(揭示済)

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第17号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例(昭和54年宇治市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「)の規定に基づき、本市の」を「。以下「法」という。)の規定により、本市が備える」に改める。

第5条第1号中「若しくは名又は氏及び名の各」を「、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の)に、「表わされて」を「表して」に改め、同条第2号中「氏名」を「氏名、旧氏又は通称」に、「表わして」を「表して」に改め、同条第7号中「不適当」を「適当でない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(令第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が、住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名による表記(以下「片仮名表記」という。)又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合には氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合には氏名及び当該通称。第13条第1項第7号において同じ。)

第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受ける場合には、当該片仮名表記

第6条第2項中「、磁気テープ」を「、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」に改める。

第13条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第1項各

号列記以外の部分中「、次」を「、次の各号」に、「、当該印鑑」を「、印鑑」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同項第7号中「氏または名」を「氏名」に、「ため」を「ことにより」に、「第5条第1号」を「第5条第1項第1号の規定」に、「ことに」を「ことと」に改め、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 印鑑登録者が非漢字圏の外国人住民である場合には、片仮名表記を変更したことにより、登録されている印鑑が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表していないものに該当することとなつたとき。
- (9) 印鑑登録者が外国人住民である場合には、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第13条第2項中「または第8号」を「、第8号又は第10号」に、「当該印鑑の」を「印鑑の」に、「まつ消した」を「抹消した」に、「、当該印鑑登録者」を「、印鑑登録者」に改める。

第15条第1項中「第6号に規定する」を「第7号に掲げる」に改め、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第6条第2項及び第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(揭示済)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第18号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年宇治市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(揭示済)

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第19号

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年宇治市条例第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条の見出し中「規則への」を削り、第5章中同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(宇治市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支

給に関する事項について調査及び審議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、附属機関として、宇治市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第20号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

- 第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第21号

宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例

宇治市大久保青少年センター条例（昭和62年宇治市条例第33号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中「図る」を「図り、もつて生涯学習の振興に寄与する」に、「宇治市大久保町平盛3番地の4」を「宇治市大久保町山ノ内3」に改める。

第6条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(揭示済)

規 則

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第20号

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年宇治市規則第45号）の一部を次のように改正する。

- 第13条第1項中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項第2号中「、精神」を「精神」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証明する書類

第13条第3項及び第4項中「当該」を削る。

第16条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「、別に市長」を「、市長」に改め、同条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

（審査委員会の委員長及び副委員長）

第16条 宇治市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査委員会の会議）

第17条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査委員会の庶務）

第18条 審査委員会の庶務は、福祉こども部地域福祉課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第41号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和元年10月11日

宇治市長 山本 正

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）の一部を次のように改正する。

- 別表第1号ア中「1, 168単位」を「1, 172単位」に改め、同号イ中「2, 335単位」を「2, 342単位」に改め、同号ウ中「3, 704単位」を「3, 715単位」に改め、同号に次のように加える。

キ 介護職員等特定処遇改善加算

(注) 市長が別に定める厚生労働大臣が定める基準第4号の2に規定する基準の例による基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所

が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでの規定により算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

別表第2号ア（ア）中「939単位」を「943単位」に改め、同号ア（イ）中「1,647単位」を「1,655単位」に改め、同号ア（ウ）中「1,925単位」を「1,934単位」に改め、同号ア（エ）中「3,377単位」を「3,393単位」に改め、同号に次のように加える。

シ 介護職員等特定処遇改善加算

（注） 市長が別に定める厚生労働大臣が定める基準第4号の2に規定する基準の例による基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからコまでの規定により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

別表第3号ア中「230単位」を「231単位」に改め、同号に次のように加える。

エ 介護職員等特定処遇改善相当加算

（注） 市長が別に定める厚生労働大臣が定める基準第4号の2に規定する基準の例による基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善相当加算（Ⅰ） 15単位
- (2) 介護職員等特定処遇改善相当加算（Ⅱ） 10単位

別表第4号ア中「295単位」を「296単位」に改め、同号に次のように加える。

キ 介護職員等特定処遇改善相当加算

（注） 市長が別に定める厚生労働大臣が定める基準第4号の2に規定する基準の例による基準に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、

次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善相当加算（Ⅰ） 5単位
- (2) 介護職員等特定処遇改善相当加算（Ⅱ） 4単位

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の規定は、令和元年10月1日以後に行う第1号事業について適用し、同日前に行った第1号事業については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第42号

議決予算の公表について

令和元年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年10月25日

宇治市長 山本 正

令和元年度宇治市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度宇治市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,962,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
11.地方特例交付金		251,000	△4,474	246,526
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	70,000	△4,474	65,526
16.国庫支出金		11,951,314	47,951	11,999,265
	1. 国庫負担金	10,092,678	20,751	10,113,429
	2. 国庫補助金	1,803,498	27,200	1,830,698
17.府支出金		5,001,761	14,920	5,016,681
	1. 府負担金	3,279,565	10,375	3,289,940
	2. 府補助金	1,323,801	4,545	1,328,346
19.寄付金		162,000	197	162,197
	1. 寄付金	162,000	197	162,197
20.繰入金		521,807	5	521,812
	1. 特別会計繰入金	0	5	5
21.繰越金		0	45,289	45,289
	1. 繰越金	0	45,289	45,289
22.諸収入		2,966,798	13,950	2,980,748
	5. 雑収入	407,114	13,950	421,064
23.市債		4,564,200	68,200	4,632,400
	1. 市債	4,564,200	68,200	4,632,400
歳入合計		62,776,000	186,038	62,962,038

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.総務費		6,482,001	3,023	6,485,024
	1. 総務管理費	5,117,848	3,023	5,120,871
3.民生費		28,629,418	15,282	28,644,700
	2. 児童福祉費	10,936,390	15,282	10,951,672
7.商工費		2,236,241	32,874	2,269,115
	1. 商工費	2,236,241	32,874	2,269,115
8.土木費		5,904,732	92,259	5,996,991
	2. 道路橋梁費	1,503,090	10,000	1,513,090
	4. 都市計画費	2,895,334	82,259	2,977,593

9. 消 防 費		2, 128, 855	1, 800	2, 130, 655
	1. 消 防 費	2, 128, 855	1, 800	2, 130, 655
10. 教 育 費		5, 456, 638	40, 800	5, 497, 438
	4. 幼 稚 園 費	713, 737	40, 800	754, 537
歳 出 合 計		62, 776, 000	186, 038	62, 962, 038

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8. 土木費	5. 住宅費	ウトロ地区住環境改善事業（伊勢田8号排水路）	90, 600

第 3 表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災気象情報サービス提供業務委託事業	自 令和 元年度 至 令和 4年度	4, 500
放置自転車撤去移送業務委託事業	自 令和 元年度 至 令和 3年度	2, 540
へき地校通学バス運行管理業務委託事業	自 令和 元年度 至 令和 4年度	53, 100

第 4 表 地方債補正

1. 追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設整備等事業債	2, 500	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。 証書借入又は証券発行発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

2. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前					補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法		
商工施設整備事業債	19,100	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えることができる。	36,300	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
公園整備事業債	149,000	同上	同上	同上	同上	197,500	同上	同上	同上	同上

令和元年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）

令和元年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,402千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,866,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		0	88,402	88,402
	1. 繰 越 金	0	88,402	88,402
歳 入 合 計		2,778,000	88,402	2,866,402

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,605,972	86,660	2,692,632
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,605,972	86,660	2,692,632
4. 諸 支 出 金		7,501	1,742	9,243
	1. 償還金及び還付加算金	7,501	1,737	9,238
	2. 繰 出 金	0	5	5
歳 出 合 計		2,778,000	88,402	2,866,402

**教 育 委 員 会**

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。  
令和元年10月1日

宇治市教育委員会  
臨時代理 教育長 岸本 文子

**宇治市教育委員会規則第2号**

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則  
宇治市立幼稚園規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第5号）  
の一部を次のように改正する。

第18条中「第6条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

**宇治市教育委員会告示第9号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和元年10月11日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

開会日時 令和元年10月15日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
  - 2 会期について
  - 3 報告
  - 4 教育長臨時代理の報告及びその承認を求めるについて

(揭示済)

**公 営 企 業**

**宇治市上下水道事業告示第5号**

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和元年10月25日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和元年 10月25日	菟道平町の一部、横島町大島の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和元年 10月25日	宇治蔭山の一部・戸ノ内の一部・半白の一部・樋ノ尻の一部・矢落の一部、羽拍子町の一部、横島町一ノ坪の一部・大川原の一部、小倉町東山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

